

本駒込五丁目認知症高齢者グループホームの有償譲渡に伴う 運営事業者の変更及び補助金の一部返還について

1 概要

本駒込五丁目（民有地）に所在する認知症高齢者グループホームについては、事業者間において有償譲渡が行われ、運営事業者が変更した。このため、当該事業所の整備に当たって交付した「文京区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金（以下「区補助金」という。）」の一部の返還を求めるとともに、東京都に対し「東京都認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金（以下「都補助金」という。）」の一部を返還する。

2 対象事業所

- (1) 事業所名 文京ひかりの里（新事業所名：愛の家グループホーム文京本駒込）
- (2) 所在地 文京区本駒込五丁目 66 番 5 号
- (3) サービス種別 認知症対応型共同生活介護（3ユニット・定員 27 人）
- (4) 開設日 平成 25 年 2 月 1 日（新規開設：令和 5 年 5 月 1 日）
※介護基盤整備計画に基づき事業者を公募し、民設事業所として開設

3 運営事業者

- (1) 変更前 医療法人創健会（三重県桑名市新西方三丁目 218 番地）
- (2) 変更後 メディカル・ケア・サービス株式会社
（埼玉県さいたま市中央区新都心 11 番地 2 ランド・アクシス・タワー 29 階）

4 変更日（有償譲渡日）

令和 5 年 5 月 1 日

5 事業所の有償譲渡に伴う補助金返還

有償譲渡の時点で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に規定する耐用年数を経過していないことから、変更前運営事業者である医療法人創健会に対し区補助金の返還を求めるとともに、東京都に対し区が都補助金の返還を行う。

- (1) 返還額 区補助金 62,426 千円
都補助金 62,426 千円（都補助率 10/10）
- (2) 算定式 補助金交付額 90,000 千円（平成 23 年度及び平成 24 年度の補助合計額）
－90,000 千円×処分財産の経過月数 125 月/処分財産の制限月数 408 月
（※千円未満切捨て）

6 事業譲渡の経緯

令和4年9月	事業者から運営事業者変更の申出
10月～12月	区が譲渡先運営事業者の適格性の審査・認定
令和5年3月31日	事業者間での事業譲渡契約の締結
4月30日	事業所「文京ひかりの里」の廃止
5月1日	運営事業者の変更（有償譲渡）
	事業所「愛の家グループホーム文京本駒込」の開設

※ 令和5年度内に、事業者における区補助金及び区における都補助金の返還を行う。